

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成30年7月26日(2018.7.26)

【公開番号】特開2017-9491(P2017-9491A)

【公開日】平成29年1月12日(2017.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2017-002

【出願番号】特願2015-126738(P2015-126738)

【国際特許分類】

G 01 C 21/26 (2006.01)

G 09 B 29/00 (2006.01)

G 09 B 29/10 (2006.01)

G 06 Q 50/14 (2012.01)

【F I】

G 01 C 21/26 P

G 09 B 29/00 A

G 09 B 29/10 A

G 06 Q 50/14

G 01 C 21/26 C

【手続補正書】

【提出日】平成30年6月12日(2018.6.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

経路を設定する経路設定手段と、

前記経路設定手段によって設定された前記経路の情報に基づいて、前記経路を進む際に必要があるとみなされた持ち物を特定する特定手段と、

前記特定手段によって特定された前記経路を進む際に必要があるとみなされた持ち物を提示する提示手段と、

を備えることを特徴とする提示装置。

【請求項2】

前記経路からは取得できない環境／ユーザ情報を取得する情報取得手段を備え、

前記特定手段は、前記情報取得手段によって設定された前記環境／ユーザ情報を基づいて、前記経路を進む際に必要があるとみなされた持ち物を特定することを特徴とする請求項1に記載の提示装置。

【請求項3】

前記経路設定手段によって設定された前記経路の情報を分析する分析手段を備え、

前記特定手段は、前記分析手段による分析結果に基づいて、前記経路全体の状態を通じて前記経路を進む際に必要があるとみなされた持ち物、及び／又は、前記経路内の部分的な特徴的事象としての部分イベントを通じて前記経路を進む際に必要があるとみなされた持ち物を特定する、

ことを特徴とする請求項1又は2に記載の提示装置。

【請求項4】

前記特定手段によって特定された前記経路全体の状態を通じて前記経路を進む際に必要があるとみなされた持ち物と、前記経路内の部分イベントを通じて前記経路を進む際に必

要があるとみなされた持ち物を互いに比較する比較手段を備え、

前記特定手段は、前記比較手段による比較結果によって、前記経路内の部分イベントを通じて前記経路を進む際に必要があるとみなされた持ち物と前記経路全体の状態を通じて前記経路を進む際に必要があるとみなされた持ち物とのうち、一致しない不足の持ち物を特定する、

ことを特徴とする請求項3に記載の提示装置。

#### 【請求項5】

前記提示手段は、前記特定手段によって特定された前記不足の持ち物と、前記経路全体の状態を通じて前記経路を進む際に必要があるとみなされた持ち物を併せた持ち物を、前記経路を進む際に必要があるとみなされた持ち物として提示する、

ことを特徴とする請求項4に記載の提示装置。

#### 【請求項6】

前記経路を通過する際に消費する活動量を算出する活動量算出手段を有し、

前記特定手段は、前記算出された前記活動量に基づいて、前記特定された前記経路を進む際に必要があるとみなされる持ち物の数量を決定することを特徴とする請求項1乃至5の何れかに記載の提示装置。

#### 【請求項7】

提示装置で実行される提示方法であって、

経路を設定する経路設定ステップと、

前記経路設定ステップによって設定された前記経路の情報に基づいて、前記経路を進む際に必要があるとみなされた持ち物を特定する特定ステップと、

前記特定ステップによって特定された前記経路を進む際に必要があるとみなされた持ち物を提示する提示ステップと、

を含むことを特徴とする提示方法。

#### 【請求項8】

提示装置を制御するコンピュータを、

経路を設定する経路設定手段、

前記経路設定手段によって設定された前記経路の情報に基づいて、前記経路を進む際に必要があるとみなされた持ち物を特定する特定手段、

前記特定手段によって特定された前記経路を進む際に必要があるとみなされた持ち物を提示する提示手段、

として機能させることを特徴とするプログラム。